



# 宮 崎 県 公 報

平成21年 3 月25日 (水曜日) 号外 第 12 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁		頁
○県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… (統計調査課) 3		一部を改正する条例…………… (こども政策課) 19	
○宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例…………… (総務課) 6		○県宮土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村整備課) 20	
○職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 6		○都市公園条例の一部を改正する条例…………… (公園下水道課) 20	
○公の施設に関する条例の一部を改正する条例… (行政経営課) 9		○宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例…………… (病院局) 22	
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 10		○教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (教育庁) 23	
○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例…………… (こども政策課) 19		○地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部) 24	
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… ( “ ” ) 24	

## 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (条例第12号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
統計法の改正に伴い、県の指定統計に係る新たな義務規定及び罰則を設けるとともに、必要な規定の整備を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例 (条例第13号)
  - 1 廃止の理由及び主な内容  
宮崎県土地開発基金を廃止するため、宮崎県土地開発基金条例を廃止することとしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第14号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
平成20年の人事院勧告や宮崎県人事委員会報告等を踏まえ、国の措置に準じて、職員の勤務時間等を改定するため、関係する条例について所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
- ◎ 公の施設に関する条例の一部を改正する条例 (条例第15号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
日南市、北郷町及び南郷町が合併し新たな日南市が設置されることに伴い、施設の位置表示を変更するとともに、指定管理者に管理を行わせることができる施設を追加するため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、平成21年 3 月30日から施行することとしました。
- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第16号)
  - 1 改正の理由及び主な内容

犬引取手数料を新設するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

厚生労働省告示において定められた保育所保育指針が平成21年4月1日から適用されることに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 改正の理由及び主な内容

県営土地改良事業の改編等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 都市公園条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 改正の理由及び主な内容

地価下落等経済情勢の変化等を踏まえ、占用許可による使用料の額の改定等を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 改正の理由及び主な内容

県立宮崎病院に新たに精神医療施設を併設することに伴い、県立富養園を廃止するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 改正の理由及び主な内容

教育職員免許法の改正に伴い、教育職員免許状の更新等に係る手数料を新設するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 改正の理由及び主な内容

治安情勢に的確に対応することを目的として、警察官の定員を増やすため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 改正の理由及び主な内容

75歳以上の者の自動車運転免許の更新において、認知機能検査が導入されること等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。

## 条 例

県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 宮崎県条例第12号

## 県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

(県指定統計条例の一部改正)

第1条 県指定統計条例(昭和31年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県指定統計)	(県指定統計)
第2条 この条例において県指定統計とは、県が作成する統計で、統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計に準ずる重要な統計として、知事が、その目的、事項、調査の範囲及び方法等について、統計審議会の意見を聞いて指定し、指定番号及び名称等を告示したものをいう。 (申告の義務)	第2条 この条例において県指定統計とは、県が作成する統計で、統計法(平成19年法律第53号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する基幹統計に準ずる重要な統計として、知事が、その目的、事項、調査の範囲及び方法等について、統計審議会の意見を聞いて指定し、指定番号及び名称等を告示したものをいう。 (申告の義務)
第4条 知事は、調査のため、 <u>人又は法人若しくは</u> その他の団体に対して申告を命ずることができる。 2 前項の規定により申告を命ぜられた者が成年被後見人若しくはその営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合又は法人若しくはその他の団体である場合には、その法定代理人又はその法人若しくはその他の団体を代表する者が、本人に代って、又は本人を代表して申告しなければならない。 (秘密の保護)	第4条 知事は、調査のため、 <u>個人又は法人</u> その他の団体に対して申告を命ずることができる。 2 前項の規定により申告を命ぜられた者が成年被後見人若しくはその営業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合又は法人その他の団体である場合には、その法定代理人又はその法人その他の団体を代表する者が、本人に代って、又は本人を代表して申告しなければならない。
第8条 <u>何人も調査の結果知られた人又は法人若しくはその他の団体の秘密に関する事項を他に漏らし、又は窃用してはならない。</u>	(調査票情報の提供) 第8条 知事は、 <u>国の行政機関又は他の地方公共団体が統計の作成若しくは統計的研究を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合には、その行った調査に係る調査票情報(法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。)</u> を、これらの者に提供することができる。 (調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)
第9条 <u>何人も、知事の承認をうけなければ、調査によって集められた調査票を統計上の目的以外の目的に使用してはならない。</u>	第9条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。 2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。 (調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)
第10条 次各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 (1) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたものの <u>当該調査票情報を取り扱う業務</u> (2) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 <u>当該委託に係る業務</u>	第10条 次各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 (1) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者であって、当該調査票情報の取扱いに従事するもの又は従事していたものの <u>当該調査票情報を取り扱う業務</u> (2) 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 <u>当該委託に係る業務</u>
	2 第8条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は同条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱

第10条 [略]  
(審議会)

第11条 知事の諮問に応じ、第2条の規定に基く県指定統計の指定に関する事項を調査審議するため、統計審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第12条 [略]

(罰則)

第13条 次の各号の一に該当する者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第109条又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条の規定の適用ある場合を除き、3万円以下の罰金又は料に処する。

(1)・(2) [略]

(3) 公務員又は公務員であった者で、職務上、秘密事項を知ることができ、又は調査票を使用することができたもので、第8条又は第9条の規定に違反したもの

第14条 [略]

別記様式を次のように改める。

いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第11条 [略]  
(審議会)

第12条 知事の諮問に応じ、第2条の規定に基づく県指定統計の指定に関する事項を調査審議するため、統計審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第13条 [略]

(罰則)

第14条 第10条第1項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第15条 第10条第1項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 調査に関する業務に従事する者で当該調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をしたもの

(2) 第4条に規定する調査の申告を求められた者の申告を妨げた者

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) [略]

第18条 [略]

別記様式 (第 7 条関係)

(表)

写真 縦 3.0cm 横 2.5cm	実 地 調 査 証
	統計調査員 氏 名 生年月日
調査の名称	調査期間 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日	県指定統計第 号 統計調査
	宮崎県知事 印

(裏)

県指定統計条例 (抜すい)

第 4 条 知事は、調査のため、個人又は法人その他の団体に対して申告を命ずることができる。

2 (略)

第 7 条 調査員は、あらかじめ知事の承認した事項については、住所又は事業所その他必要と認めるところにおいて関係者に対し、調査のため必要な調査資料の提供を求め、又は質問することができる。この場合には、知事の交付するその職務を示す証票 (別記様式) を示さなければならない。

第 17 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条の規定により申告を命ぜられた場合に申告をせず、又は偽りの申告をした者

(2) 第 7 条の規定による調査資料を提供せず、若しくは偽りの調査資料を提供し、又は質問に対し偽りの陳述をした者

（宮崎県個人情報保護条例の一部改正）

第 2 条 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（適用除外）</p> <p>第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>（1）統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計に係る個人情報</p> <p>（2）統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る個人情報</p> <p>（3）統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）に係る個人情報</p> <p>（4）県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第2条に規定する県指定統計に係る個人情報</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第51条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>（1）統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。以下同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報</p> <p>（2）統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>（3）県指定統計条例（昭和31年宮崎県条例第26号）第2条に規定する県指定統計を作成するための調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p>
2・3 [略]	2・3 [略]

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第13号**

**宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例**

宮崎県土地開発基金条例（昭和44年宮崎県条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**宮崎県条例第14号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例**

（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について40時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり40時間とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>	<p>（勤務時間）</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p>



<p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 任命権者は、人事委員会と協議して、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>7・8 [略] (休憩時間)</p> <p>第3条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては<u>45分</u>、<u>8時間</u>を超える場合においては1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2・3 [略] (休暇)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の休暇は、1時間を単位として与えることができる。</p>	<p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 任命権者は、人事委員会と協議して、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>7・8 [略] (休憩時間)</p> <p>第3条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては<u>少なくとも45分</u>、<u>7時間45分</u>を超える場合においては<u>少なくとも1時間</u>の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。</p> <p>2・3 [略] (休暇)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の休暇は、1時間を単位として与えることができる。<u>ただし、休暇の残日数に1時間未満の端数があり、そのすべてを使用するときは、1分を単位とする。</u></p>
--	--

(市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成8年宮崎県条例第16号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について<u>40時間</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>16時間から32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>32時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 市町村教育委員会は、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に従い、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>8時間</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>8時間</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について<u>38時間45分</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>15時間30分</u>から<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり<u>31時間</u>までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 市町村教育委員会は、任命権者が人事委員会と協議して定める基準に従い、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき<u>7時間45分</u>の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき<u>7時間45分</u>を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び</p>

時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 8 時間 を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

任期付短時間勤務職員については、1 週間ごとの期間について、1 日につき 7 時間45分 を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

7 [略]

7 [略]

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（時間外勤務手当）</p> <p>第 6 条の 7 [略]</p> <p>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>8 時間</u> に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の 100」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>（時間外勤務手当）</p> <p>第 6 条の 7 [略]</p> <p>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>7 時間45分</u> に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ 100分の 125から 100分の 150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の 100」とする。</p> <p>3 [略]</p>

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 4 条 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年宮崎県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第7項の規定の適用を受ける職員につき次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>（1） 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が <u>20時間、24時間又は25時間</u> となるように勤務すること。</p> <p>（2） 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が <u>20時間、24時間又は25時間</u> となるように勤務すること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>（育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 6 条の 7 第 1 項</td> <td style="text-align: center;">支給する</td> <td>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>8 時間</u> に達するまでの</td> </tr> </table>	[略]			第 6 条の 7 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>8 時間</u> に達するまでの	<p>（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号）第2条第7項の規定の適用を受ける職員につき次に掲げる勤務の形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。</p> <p>（1） 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が <u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u> となるように勤務すること。</p> <p>（2） 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が <u>19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分</u> となるように勤務すること。</p> <p>（3） [略]</p> <p>（育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例）</p> <p>第15条 育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 6 条の 7 第 1 項</td> <td style="text-align: center;">支給する</td> <td>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>7 時間45分</u> に達するま</td> </tr> </table>	[略]			第 6 条の 7 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>7 時間45分</u> に達するま
[略]													
第 6 条の 7 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>8 時間</u> に達するまでの											
[略]													
第 6 条の 7 第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第 1 号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が <u>7 時間45分</u> に達するま											



	間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 100 (その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100分の 125) を乗じて得た額とする		での間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100分の 100 (その勤務が午後10時から翌日の午前 5 時までの間にある場合は、100分の 125) を乗じて得た額とする
[略]		[略]	

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の修学部分休業に関する条例 (平成17年宮崎県条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(修学部分休業の承認) 第 2 条 [略] 2 前項の規定による承認 (以下「修学部分休業の承認」という。) は、 <u>1 週間を通じて20時間を超えない範囲内</u> で、職員のため必要とされる時間について、 <u>30分</u> を単位として行うものとする。 3・4 [略]	(修学部分休業の承認) 第 2 条 [略] 2 前項の規定による承認 (以下「修学部分休業の承認」という。) は、 <u>当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1</u> を超えない範囲内、職員のため必要とされる時間について、 <u>5分</u> を単位として行うものとする。 3・4 [略]

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の高齢者部分休業に関する条例 (平成17年宮崎県条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(高齢者部分休業の承認) 第 2 条 [略] 2 前項の規定による承認 (以下「高齢者部分休業の承認」という。) は、 <u>1 週間を通じて20時間を超えない範囲内</u> で、 <u>30分</u> を単位として行うものとする。 3 [略]	(高齢者部分休業の承認) 第 2 条 [略] 2 前項の規定による承認 (以下「高齢者部分休業の承認」という。) は、 <u>当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1</u> を超えない範囲内、 <u>5分</u> を単位として行うものとする。 3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第15号

公の施設に関する条例の一部を改正する条例

公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
別表第 1 (第 2 条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">設 置 目 的</th> <th style="width: 20%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場</td> <td>[略]</td> <td>南那珂郡南郷町大字贅波3236番地 3</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県中部農業改良普及センター</td> <td>[略]</td> <td>東諸県郡国富町大字岩知野1401番地</td> </tr> <tr> <td>宮崎県南那珂農業改良普及センター</td> <td>[略]</td> <td>南那珂郡南郷町大字中村甲1232番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 目 的	位 置	[略]			宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場	[略]	南那珂郡南郷町大字贅波3236番地 3	[略]			宮崎県中部農業改良普及センター	[略]	東諸県郡国富町大字岩知野1401番地	宮崎県南那珂農業改良普及センター	[略]	南那珂郡南郷町大字中村甲1232番地 1	別表第 1 (第 2 条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名 称</th> <th style="width: 20%;">設 置 目 的</th> <th style="width: 20%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場</td> <td>[略]</td> <td>日南市南郷町贅波3236番地 3</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮崎県中部農業改良普及センター</td> <td>[略]</td> <td>東諸県郡国富町大字岩知野1401番地</td> </tr> <tr> <td>宮崎県南那珂農業改良普及センター</td> <td>[略]</td> <td>日南市南郷町中村甲1232番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	設 置 目 的	位 置	[略]			宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場	[略]	日南市南郷町贅波3236番地 3	[略]			宮崎県中部農業改良普及センター	[略]	東諸県郡国富町大字岩知野1401番地	宮崎県南那珂農業改良普及センター	[略]	日南市南郷町中村甲1232番地 1
名 称	設 置 目 的	位 置																																			
[略]																																					
宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場	[略]	南那珂郡南郷町大字贅波3236番地 3																																			
[略]																																					
宮崎県中部農業改良普及センター	[略]	東諸県郡国富町大字岩知野1401番地																																			
宮崎県南那珂農業改良普及センター	[略]	南那珂郡南郷町大字中村甲1232番地 1																																			
名 称	設 置 目 的	位 置																																			
[略]																																					
宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場	[略]	日南市南郷町贅波3236番地 3																																			
[略]																																					
宮崎県中部農業改良普及センター	[略]	東諸県郡国富町大字岩知野1401番地																																			
宮崎県南那珂農業改良普及センター	[略]	日南市南郷町中村甲1232番地 1																																			

宮崎県北諸県 農業改良普及 センター	都城市高木町64 64番地	宮崎県北諸県 農業改良普及 センター	都城市高木町64 64番地
宮崎県西諸県 農業改良普及 センター	小林市大字細野 1810番地15	宮崎県西諸県 農業改良普及 センター	小林市大字細野 1810番地15
宮崎県児湯農 業改良普及セ ンター	西都市大字調殿 812番地	宮崎県児湯農 業改良普及セ ンター	西都市大字調殿 812番地
宮崎県東臼杵 南部農業改良 普及センター	日向市東郷町山 陰辛 256番地 2	宮崎県東臼杵 南部農業改良 普及センター	日向市東郷町山 陰辛 256番地 2
宮崎県東臼杵 北部農業改良 普及センター	延岡市長浜町 1 丁目1713番地	宮崎県東臼杵 北部農業改良 普及センター	延岡市長浜町 1 丁目1713番地
宮崎県西臼杵 農業改良普及 センター	西臼杵郡高千穂 町大字三田井33 64番地39	宮崎県西臼杵 農業改良普及 センター	西臼杵郡高千穂 町大字三田井33 64番地39
[略]		[略]	
別表第 3（第10条関係）		別表第 3（第10条関係）	
名 称		名 称	
[略]		[略]	
県立青島亜熱帯植物園		県立青島亜熱帯植物園	
[略]		宮崎県建設技術センター	
[略]		[略]	

附 則

この条例は、平成21年3月30日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第16号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 宮崎県建設技術センター 産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室使用料</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(171)の5 [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 宮崎県建設技術センター 産業開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料</p> <p>(18) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(171)の5 [略]</p> <p>(171)の6 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定</p>

(172)~(453) [略]

2 ~ 5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業	[略]			[略]	[略]
技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	分	[略]			
	析	粒度分布測定装置	[略]		
	機	原子間力顕微鏡	回	3,005円	
	械	[略]			
	器	回転粘度計	[略]		
	具	[略]			
	金	[略]			
	属	万能工具研削盤	[略]		
	加	超硬工具研削盤	回	705円	
	工	[略]			
	機	L C Rメーター	[略]		
	械	可燃物発熱量測定装置	回	1,960円	
	器	赤外線熱画像処理装置	[略]		
	具	ロジック開発システム	回	955円	
		プログラム開発支援システム	回	960円	
		赤外線放射率測定装置	回	5,200円	
		[略]			
		F F Tアナライザー	[略]		
		L C A開発支援装置	回	790円	
		制御設計システム	回	1,180円	
	[略]				
	表面粗さ輪郭形状測定システム (輪郭形状測定)	[略]			
	運動解析装置	回	1,655円		
	高速度撮影装置	回	5,440円		
	[略]				
	レーザード	[略]			

に基づく犬の引取り 犬引取手数料

(172)~(453) [略]

2 ~ 5 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納 期	備 考
[略]					
9 工業	[略]			[略]	[略]
技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	分	[略]			
	析	粒度分布測定装置	[略]		
	機	[略]			
	械	回転粘度計	[略]		
	器	恒温恒湿器 (小型)	回	165円	
	具	[略]			
	金	[略]			
	属	万能工具研削盤	[略]		
	加	[略]			
	工	L C Rメーター	[略]		
	機	赤外線熱画像処理装置	[略]		
	械	[略]			
	器	F F Tアナライザー	[略]		
	具	[略]			
		表面粗さ輪郭形状測定システム (輪郭形状測定)	[略]		
		[略]			
		レーザード	[略]		

	アップラー振動計						アップラー振動計				
	データアナライザー	同	680円								
	波形分析装置	同	1,360円								
	プリント基板加工装置	[略]					プリント基板加工装置	[略]			
	電子回路シミュレータ	同	2,460円								
	[略]						[略]				
	超純水製造装置	[略]					超純水製造装置	[略]			
	リアルタイム制御システム	同	765円								
	[略]						[略]				
	非接触三次元表面構造解析顕微鏡	[略]					非接触三次元表面構造解析顕微鏡	[略]			
	[略]						電波暗箱	同	1,830円		
	顕微鏡試料作製装置	[略]					モーションキャプチャ	同	3,615円		
	X線フィルム自動現像装置	同	875円				構造解析システム	同	940円		
	CNC成形研削盤	同	2,525円				ボール盤	同	100円		
	治具研削盤	同	1,305円				[略]				
	[略]						顕微鏡試料作製装置	[略]			
	ドリル研削盤	[略]					[略]				
	三次元モデル加工機	同	620円				ドリル研削盤	[略]			
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				
	食品関係機械器具	[略]					食品関係機械器具	[略]			
	透過電子顕微鏡	[略]					透過電子顕微鏡	[略]			
	LCMS装置	同	8,425円				[略]				
	[略]						果実破碎機	[略]			
	果実破碎機	[略]					粒度分布測定装置(ふるい式)	同	1,310円		
	[略]						[略]				

[略]			[略]		
17 産業	[略]	[略]	17 産業	[略]	[略]
開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室使用料	宿 泊 室	[略]	開発青年隊授業料及び建設技術センター宿泊室等使用料	宿 泊 室	[略]
	宿 泊 室	[略]	大教室	1 室につ き	使用前
				午前	3,820円
				午後	7,640円
			中教室	1 室につ き	
				午前	3,060円
				午後	6,115円
			小教室	1 室につ き	
				午前	1,530円
				午後	3,060円
			体育館	1 時間に つき	500円
					1 「午 前」と は午前 9時か ら正午 まで、 「午後 」とは 正午か ら午後 5時ま でをい う。 2 学校 教育法 第1条 に規定 する学 校(大 学及び 高等専 門学校 を除く 。)に 在学す る者で 構成す る団体 は、無 料とす る。 1 使用 時間が 1時間 未満の ときは 、その 時間は 1時間 として 計算し 、使用 時間に 1時間 未満の 端数が あると きは、 その端 数は1 時間と



											して計 算する 。 2 学校 教育法 第1条 に規定 する学 校（大 学及び 高等専 門学校 を除く 。）に 在学す る者で 構成す る団体 は、無 料とす る。
[略]											

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区	分	単位	金 額	備 考
[略]					
17 狩猟 免許申 請手数料	鳥獣保護法第49条各号に掲 げる者の狩猟免許		1 件に つき	4,000円	
	その他の者の狩猟免許		同	5,300円	
18 狩猟 免状再 交付手 数料			1 件に つき	1,100円	
19 狩猟 免許更 新申請 手数料			1 件に つき	2,900円	
20 狩猟 者登録 手数料			1 件に つき	1,900円	
[略]					
50 製造 保安責 任者又 は販売 主任者 試験手 数料	製造保安 責任者試 験	乙種化学責任 者免状に係る もの	1 件に つき	10,000円（ 行政手続等 における情 報通信の技 術の利用に 関する法律 （平成14年 法律第 151 号）第 3 条 第 1 項の規 定により同 項に規定す る電子情報	

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区	分	単位	金 額	備 考
[略]					
17 狩猟 免許申 請手数料	鳥獣保護法第49条各号に掲 げる者の狩猟免許		1 件に つき	3,900円	
	その他の者の狩猟免許		同	5,200円	
18 狩猟 免状再 交付手 数料			1 件に つき	1,000円	
19 狩猟 免許更 新申請 手数料			1 件に つき	2,800円	
20 狩猟 者登録 手数料			1 件に つき	1,800円	
[略]					
50 製造 保安責 任者又 は販売 主任者 試験手 数料	製造保安 責任者試 験	乙種化学責任 者免状に係る もの	1 件に つき	9,000円（ 行政手続等 における情 報通信の技 術の利用に 関する法律 （平成14年 法律第 151 号）第 3 条 第 1 項の規 定により同 項に規定す る電子情報	

				処理組織を使用して受験願書を提出する場合 (以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、 <u>9,500円</u> )					処理組織を使用して受験願書を提出する場合 (以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。)にあっては、 <u>8,500円</u> )
	丙種化学責任者免状に係るもの	同		<u>9,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,900円</u> )					<u>8,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,900円</u> )
	乙種機械責任者免状に係るもの	同		<u>10,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>9,500円</u> )					<u>9,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,500円</u> )
	第二種冷凍機械責任者免状に係るもの	同		<u>10,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>9,500円</u> )					<u>9,000円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,500円</u> )
	第三種冷凍機械責任者免状に係るもの	同		<u>9,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,900円</u> )					<u>8,400円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,900円</u> )
販売主任者試験	第一種販売主任者免状に係るもの	同		<u>8,500円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>8,000円</u> )		販売主任者試験	第一種販売主任者免状に係るもの	同	<u>7,600円</u> (電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、 <u>7,100円</u> )
	第二種販売主任者免状に係るもの	同		<u>6,700円</u> (			第二種販売主任者免状に係るもの	同	<u>6,000円</u> (

		任者免状に係るもの		電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>6.2</u> 00円)				任者免状に係るもの		電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>5.5</u> 00円)	
[略]					[略]						
70	液化石油ガス設備士試験手数料		1件につき	23,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>22.5</u> 00円)	70	液化石油ガス設備士試験手数料		1件につき	20,700円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、 <u>20.2</u> 00円)		
[略]					[略]						
79	火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験手数料		1件につき	12,000円	79	火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者試験手数料		1件につき	17,000円		
[略]					[略]						
171の5 [略]					171の5 [略]						
[略]					[略]						
171の6	犬引取手数料				171の6	犬引取手数料	(1) 生後91日以上	1頭に つき	2,000円		
							(2) 生後91日未満	同	740円		
[略]					[略]						
292	技能検定試験手数料	[略]		15,700円	292	技能検定試験手数料	[略]		16,500円		
		実技	特級	全職種	同			特級、 1級、 2級、 3級、 基礎1 級、基 礎2級 、単一 等級			技能検定3級の実技試験を受験する者で、職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学の在校生、同法第31条に規定する職業訓
			1級、	ビル設備管理							
			2級、	、園芸装飾、							
			3級、	造園、さく井							
		1	基礎1	、金属溶解、							
			級、基	鋳造、鍛造、							
			礎2級	金属熱処理、							
			、単一	粉末冶金、機							
			等級	械加工、放電							
				加工、金型製							
				作、金属プレス							
				加工、鉄工							
				、建築板金、							
				工場板金、工							
				業彫刻、めつ							
				き、アルミニ							
				ウム陽極酸化							
				処理、溶射、							
				金属ばね製造							

		<p>、ロープ加工、仕上げ、金属研磨仕上げ、切削工具研削、製材のこ目立て、ダイカスト、機械保全、電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、家庭用電気治療器調整、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、眼鏡レンズ加工、光学機器製造、複写機組立て、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、織機調整、染色、ニット製品製造、紳士服製作、帆布製品製造、布はく縫製、木工機械整備、機械土木、木型製作、家具製作、建具製作、竹工藝、紙器・段ボール箱製造、製版、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、ガラス製品製造、ほうろろ加工、陶磁器製造、フ</p>		<p>練法人が設置する認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の在校生、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校の在校生、その他知事が認める者については、<u>実技試験1の手数料の額は1万500円、実技試験2の手数料の額は8,700円、実技試験3の手数料の額は7,700円とする。</u></p>					<p>練法人が設置する認定職業訓練施設の訓練生（就職している者を除く。）、学校教育法第1条に規定する高等学校、大学及び高等専門学校<sup>1</sup>の在校生、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条に規定する各種学校の在校生その他知事が認めるものについては、<u>実技試験の手数料の額は1万1,000円とする。</u></p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

			<p> <u>エインセラミ</u>  <u>ック製品製造</u>  <u>、石材加工、</u>  <u>パン製造、菓</u>  <u>子製造、製麵</u>  <u>、ハム・ソー</u>  <u>セージ・ペー</u>  <u>コン製造、水</u>  <u>産練り製品製</u>  <u>造、みそ製造</u>  <u>、酒造、建築</u>  <u>大工、梓組壁</u>  <u>建築、かわら</u>  <u>ぶき、とび、</u>  <u>左官、れんが</u>  <u>積み、築炬、</u>  <u>ブロック建築</u>  <u>、エーエルシ</u>  <u>ーパネル施工</u>  <u>、コンクリー</u>  <u>ト積みプロッ</u>  <u>ク施工、タイ</u>  <u>ル張り、畳製</u>  <u>作、配管、浴</u>  <u>槽設備施工、</u>  <u>厨房設備施工</u>  <u>、型枠施工、</u>  <u>鉄筋施工、コ</u>  <u>ンクリート圧</u>  <u>送施工、防水</u>  <u>施工、樹脂接</u>  <u>着剤注入施工</u>  <u>、内装仕上げ</u>  <u>施工、スレー</u>  <u>ト施工、熱絶</u>  <u>縁施工、カー</u>  <u>テンウオール</u>  <u>施工、サッシ</u>  <u>施工、自動ド</u>  <u>ア施工、バル</u>  <u>コニー施工、</u>  <u>ガラス施工、</u>  <u>ウエルポイン</u>  <u>ト施工、化学</u>  <u>分析、金属材</u>  <u>料試験、漆器</u>  <u>製造、貴金属</u>  <u>装身具製作、</u>  <u>印章彫刻、表</u>  <u>装、塗装、路</u>  <u>面標示施工、</u>  <u>塗料調色、広</u>  <u>告美術仕上げ</u>  <u>、義足・装具</u> </p>													
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



		製作、舞台機 構調整、工業 包装、写真、 調理、ビルク リーニング、 産業洗浄、商 品装飾展示、 フラワー装飾																		
	実 技 試 験 ②	同	機械検査、婦 人子供服製造	同	13,000円															
	実 技 試 験 ③	同	和裁、テクニ カルイラスト レーション、 建築図面製作 、機械・プラ ント製図、電 気製図	同	11,500円															
[略]											[略]									
429	二 級建築 士又は 木造建 築士の 試験手 数料			1 件に つき	15,100円															
[略]											[略]									
429	二 級建築 士又は 木造建 築士の 試験手 数料			1 件に つき	16,900円															
[略]											[略]									

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2の17の項から20の項までの改正規定は平成21年4月16日から、第3条第1項第171号の5の次に1号を加える改正規定及び別表第2の171の5の項の次に171の6の項を加える改正規定は平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第2の292の項(以下「改正後の292の項」という。)の規定の適用については、平成21年度においては改正後の292の項中「16,500円」とあるのは、この条例による改正前の別表第2の292の項の規定による手数料の金額(以下「改正前の手数料」という。)が1万3,000円であったものは「14,200円」と、1万1,500円であったものは「13,200円」とし、改正後の292の項中「1万1,000円」とあるのは、改正前の手数料が8,700円であったものは「9,400円」と、7,700円であったものは「8,800円」とし、平成22年度においては改正後の292の項中「16,500円」とあるのは、改正前の手数料が1万3,000円であったものは「15,400円」と、1万1,500円であったものは「14,900円」とし、改正後の292の項中「1万1,000円」とあるのは、改正前の手数料が8,700円であったものは「1万200円」と、7,700円であったものは「9,900円」とする。

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第17号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年宮崎県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(教育及び保育の内容)	(教育及び保育の内容)
第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育	第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育

要領及び平成11年10月29日児発第 799号厚生省児童家庭局長通知「保育所保育指針について」に定める保育所保育指針並びに規則で定める事項に基づかなければならない。

要領及び保育所保育指針（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定めるものをいう。）並びに規則で定める事項に基づかなければならない。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第18号

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例

県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例（昭和31年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>基幹水利施設補修</u> 100分の25</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>緊急野菜産地育成農業水利総合点検整備</u> 100分の16.6</p> <p>(9)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>農林漁業用揮発油税財源身替農道整備</u> 100分の10</p> <p>(19)～(25) [略]</p> <p>(26) <u>ため池等整備（一般型・災害危険工事）</u> 100分の10</p> <p>(27) <u>ため池等整備（一般型・災害危険工事を除く工事）</u> 100分の25</p> <p>(28) <u>用排水施設整備（土砂崩壊防止工事）</u> 100分の5</p> <p>(29) <u>用排水施設整備（土砂崩壊防止工事を除く工事）</u> 100分の20</p> <p>(30) <u>河川工作物応急対策</u> 100分の10</p> <p>(31)～(33) [略]</p> <p>(34) <u>農地保全整備（畑地かんがい）</u> 100分の25</p> <p>(35) <u>農地保全整備（ほ場整備）</u> 100分の25</p> <p>(36) <u>農地保全整備（関連工事）</u> 100分の15</p> <p>(37) <u>農地保全整備（水路兼用農道）</u> 100分の7.5</p> <p>(38)～(42) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(分担金及び負担金の額)</p> <p>第2条 分担金の額は、各年度ごとに、次の各号に掲げる県営土地改良事業の区分に応じ、当該各号に掲げる事業に要する費用にそれぞれ当該各号に掲げる数値を乗じて得た額から次項に規定する負担金の額を減じた額の範囲内において、知事が定める額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>基幹水利施設ストックマネジメント</u> 100分の25</p> <p>(4)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>農地集積加速化基盤整備</u> 100分の20</p> <p>(9)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>基幹農道整備</u> 100分の10</p> <p>(19)～(25) [略]</p> <p>(26) <u>ため池等整備（一般型）</u> 100分の20</p> <p>(27) <u>ため池等整備（災害危険工事）</u> 100分の10</p> <p>(28) <u>ため池等整備（土砂崩壊防止工事）</u> 100分の5</p> <p>(29) <u>ため池等整備（用排水施設整備工事）</u> 100分の20</p> <p>(30) <u>河川工作物応急対策</u> 100分の8</p> <p>(31)～(33) [略]</p> <p>(34) <u>特殊農地保全（畑地かんがい）</u> 100分の25</p> <p>(35) <u>特殊農地保全（ほ場整備）</u> 100分の25</p> <p>(36) <u>シラス対策（関連工事）</u> 100分の15</p> <p>(37) <u>シラス対策（水路兼用農道）</u> 100分の7.5</p> <p>(38) <u>特殊土壌対策（関連工事）</u> 100分の15</p> <p>(39) <u>特殊土壌対策（水路兼用農道）</u> 100分の7.5</p> <p>(40) <u>急傾斜対策（関連工事）</u> 100分の15</p> <p>(41) <u>急傾斜対策（水路兼用農道）</u> 100分の7.5</p> <p>(42)～(46) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第19号

都市公園条例の一部を改正する条例

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後								
別表第1（第10条関係）					別表第1（第10条関係）								
種類	区 分		単 位	金額 (円)	納期	種類	区 分		単 位	金額 (円)	納期		
	[略]				知事		[略]				知事		
都市公園の占用許可による使用料	法第7条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	1,000	が定める。	都市公園の占用許可による使用料	法第7条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	690	が定める。		
		第2種電柱		1,600				第2種電柱		1,100			
		第3種電柱		2,100				第3種電柱		1,400			
		第1種電話柱		910				第1種電話柱		620			
		第2種電話柱		1,500				第2種電話柱		990			
		第3種電話柱		2,000				第3種電話柱		1,400			
		その他の柱類		70				その他の柱類		62			
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき				9		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	6
		地下電線その他地下に設ける線類						5		地下電線その他地下に設ける線類		4	
		路上に設ける変圧器		1個1年につき				690		路上に設ける変圧器		1個1年につき	600
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	470	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メートル1年につき	370						
	変圧塔その他これに類するもの	1個1年につき	1,400	変圧塔その他これに類するもの		1個1年につき	1,200						
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,400	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	1,200						
	法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	47		法第7条第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	26				
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		70		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	37								
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		93		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	56								
					外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74						

	外径が 0.2 メートル以 上 0.4メー トル未満の もの		190			外径が 0.2 メートル以 上 0.3メー トル未満の もの		110
	外径が 0.4 メートル以 上 1メー トル未満の もの		470			外径が 0.3 メートル以 上 0.4メー トル未満の もの		150
	外径が 1メ ートル以上 のもの		930			外径が 0.4 メートル以 上 0.7メー トル未満の もの		260
	外径が 0.7 メートル以 上 1メー トル未満の もの					外径が 1メ ートル以上 のもの		370
	外径が 1メ ートル以上 のもの					法第 7 条第 3 号に掲 げる施 設	地下に設け る通路	110
	法第 7 条第 3 号に掲 げる施 設	地下に設け る通路	占用面積 1 平方メー トル 1年につ き	1,300		法第 7 条第 3 号に掲 げる施 設	地下に設け る通路	480
	法第 7 条第 4 号に掲 げる工 作物	郵便差出箱 公衆電話所	1個 1年につ き	1,400		法第 7 条第 3 号に掲 げる施 設	その他のも の	1,200
	法第 7 条第 4 号に掲 げる工 作物	郵便差出箱 公衆電話所	1個 1年につ き	590		法第 7 条第 4 号に掲 げる工 作物	郵便差出箱 公衆電話所	520
	法第 7 条第 6 号に掲 げる仮設工作物	占用面積 1 平方メー トル 1日につ き	39			法第 7 条第 4 号に掲 げる工 作物	公衆電話所	1,200
	標識	1本 1年につ き	1,100			法第 7 条第 6 号に掲 げる仮設工作物	占用面積 1 平方メー トル 1日につ き	16
	工事用板囲い、足場 、詰所その他の工事 用施設及び土石、竹 木、瓦その他の工事 用材料の置場	占用面積 1 平方メー トル 1日につ き	13			標識	1本 1年につ き	990
	[略]					工事用板囲い、足場 、詰所その他の工事 用施設及び土石、竹 木、瓦その他の工事 用材料の置場	占用面積 1 平方メー トル 1日につ き	6
	[略]					[略]		

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第20号

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年宮崎県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
[略]		[略]	
県立日南病院	[略]	県立日南病院	[略]
県立富養園	児湯郡新富町大字三納代字荒田2226番地2		

#### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 宮崎県条例第21号

##### 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

教育関係使用料及び手数料徴収条例（平成13年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後		
(手数料)		(手数料)		
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。		第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。		
(1)～(7) [略]		(1)～(7) [略]		
(8)～(10) [略]		(8) <u>教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づく免許状の有効期間の更新、同条第5項の規定に基づく免許状の有効期間の延長、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認、同条第3項第3号の規定に基づく確認、同条第4項の規定に基づく免許状更新講習の修了確認期限の延期若しくは教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第10条第1項の規定に基づく免許状更新講習の免除認定（以下「免許状の更新等」という。）又は免許状の更新等に関する証明 教育職員免許状更新等手数料</u>		
2・3 [略]		(9)～(11) [略]		
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）		
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
7	[略]			
8	教育職員免許状更新等手数料	免許状の有効期間の更新	1件につき	3,300円
		免許状の有効期間の延長	同	1,700円
		免許状更新講習の修了確認	同	3,300円
		改正法附則第2条第3項第3号の確認	同	3,300円
		免許状更新講習の修了確認	同	1,700円



8～10 [略]	期限の延期		
	免許状更新講習の免除認定	同	3,300円
9～11 [略]	免許状の更新等に関する証明	同	400円

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第22号

地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後						
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）						
区	分	定 員		区	分	定 員				
警 察 官 階 級	警 視	90人		警 察 官 階 級	警 視	90人				
	警 部	182人			警 察 官 階 級	警 部	183人			
	警 部 補	553人				警 察 官 階 級	警 部 補	555人		
	巡 査 部 長	572人					警 察 官 階 級	巡 査 部 長	574人	
	巡 査	589人						警 察 官 階 級	巡 査	592人
計	1,986人		警 察 官 階 級	計					1,994人	
警 察 官 を 除 く 職 員		321人		警 察 官 を 除 く 職 員					321人	
合 計		2,307人		合 計		2,315人				
[略]				[略]						

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月25日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第23号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(59) [略]</p> <p>(60)～(72) [略]</p>	<p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(59) [略]</p> <p><u>(59)の2 道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査 認知機能検査手数料</u></p> <p><u>(59)の3 道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査に従事しようとする者に対する講習 認知機能検査員講習手数料</u></p> <p>(60)～(72) [略]</p>

2～5 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
59 運転 免許証 再交付 手数料	[略]			
[略]				
66 特定 任意講 習手 料	[略]			
	チャレンジ講習	1 件に つき	2,750円	
	特定任意高齢者講習 (簡易 )	1 人 1 時間に つき	1,400円	
[略]				
68 講習 手数料	[略]			
	道交法第 108 条の 2 第 1 項 第 12 号に掲げる講習 (小型 特殊自動車免許以外の第一 種運転免許又は第二種運転 免許を受けている者に対す る講習に限る。)	1 人 1 時間に つき	2,050円	
	道交法第 108 条の 2 第 1 項 第 12 号に掲げる講習 (小型 特殊自動車免許のみを受け ている者に対する講習に限 る。)	同	1,500円	
[略]				
[略]				
69 の 2 自動車 運転代 行業認 定申請 手数料		1 件に つき	16,000円	

2～5 [略]

別表第 2 (第 3 条関係)

手 数 料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
59 運転 免許証 再交付 手数料	[略]			
59 の 2 認知機 能検査 手数料		1 件に つき	650円	
59 の 3 認知機 能検査 員講習 手数料		1 人 30 分につ き	350円	
[略]				
66 特定 任意講 習手 料	[略]			
	チャレンジ講習	1 件に つき	2,650円	
	特定任意高齢者講習 (簡易 )	1 人 1 時間に つき	1,500円	
[略]				
68 講習 手数料	[略]			
	道交法第 108 条の 2 第 1 項 第 12 号に掲げる講習 (小型 特殊自動車免許以外の第一 種運転免許又は第二種運転 免許を受けている者に対す る講習に限る。)	回	5,800円	当該講習が 道交法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ 又は第 101 条の 4 第 2 項の規定に より認知機 能検査の結 果に基づい て行うもの である場合 にあっては 、5,350円 とする。
	道交法第 108 条の 2 第 1 項 第 12 号に掲げる講習 (小型 特殊自動車免許のみを受け ている者に対する講習に限 る。)	同	2,350円	
[略]				
[略]				
69 の 2 自動車 運転代 行業認 定申請 手数料		1 件に つき	13,000円	

[略]			[略]		
[略]			[略]		
別表第 3 (第 3 条関係)			別表第 3 (第 3 条関係)		
事務の種類	法律の規定	指定試験機関等	事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
[略]			[略]		
3 道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号の規定に基づく講習	道交法第 112 条第 2 項	宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動 車学校、旭興自動車学校 、サンモータースクール 、高鍋自動車学校、日南 自動車学校、西都自動車 学校、日向自動車学校、 東九州自動車学校、警友 自動車学校、延陵自動車 学校、都城ドライビング スクール、 <u>小林共立自動 車学校</u> 、宮崎ドライビン グスクール、えびの高原 ドライビングスクール、 フェニックスモーター スクール、清武自動車学校 及び野尻自動車学校	3 道交法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号の規定に基づく講習	道交法第 112 条第 2 項	宮崎シーサイドモーター スクール、ナカムラ自動 車学校、旭興自動車学校 、サンモータースクール 、高鍋自動車学校、日南 自動車学校、西都自動車 学校、日向自動車学校、 東九州自動車学校、警友 自動車学校、延陵自動車 学校、都城ドライビング スクール、宮崎ドライビ ングスクール、えびの高 原ドライビングスクール 、フェニックスモーター スクール、清武自動車学 校及び野尻自動車学校

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は公布の日から、第 3 条第 1 項第 59 号の次に 2 号を加える改正規定 (第 59 号の 3 を加える部分に限る。)、別表第 2 の 59 の項の次に 59 の 2 の項及び 59 の 3 の項を加える改正規定 (59 の 3 の項を加える部分に限る。) 並びに同表 69 の 2 の項の改正規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。